

女性就業支援センターホール

貸出のご案内

1 施設貸出の対象

女性就業支援全国展開事業の趣旨に沿った活動を行う団体等が対象となります。

2 施設貸出条件

施設貸出の条件は以下となります。

- ・働く女性の活躍につながる内容であること。
- ・営利を目的とした事業内容でないこと。
- ・特定の思想信条を広める事業内容でないこと。
- ・その他、公序良俗に反するものでないこと。

3 施設貸出時間

施設の貸出時間は次の通りです。

(1) 貸出時間

月曜日～金曜日 9時から17時

(2) 休館日

土日祝日、年末年始

4 利用申込受付期間

利用申込受付期間は、6ヶ月前から原則1ヶ月前までです。

※音響技術者を必要とする場合は、1ヶ月前まで。簡易プロジェクターを使う場合はご相談下さい。

5 利用審査

利用希望団体等から提出された「施設利用申請書」をもって、2の施設貸出条件に当てはまらない場合は利用を断ることが場合があります。

6 キャンセル・変更届

利用をキャンセル・変更する場合、「キャンセル・変更依頼書」を提出しなければなりません。

キャンセル料は使用開始日の5日前から前日までのキャンセルは利用料の50%とし、当日のキャンセルは利用料の100%とします。

7 簡易型プロジェクターの貸出

パワーポイントの出力等のパソコンの利用、ワイヤレスマイク4本まで、簡易な照明での利用の時は簡易型プロジェクターを無料でお貸しします。

8 音響・照明技術者について

- ・同時通訳システムを利用
- ・舞台の演出に沿った照明を展開する場合
- ・CD など音楽を流す
- ・ピンマイクを使用
- ・有線マイク（1本～8本を使用）

以上のような場合は音響・照明技術者を必要とし、費用が別途かかります。
詳細は事務局までお問合せください。

9 参加費の徴収について

利用団体等が徴収する参加費については、配布資料等の実費程度とします。

10 販売行為について

利用団体等の販売行為は原則禁止です。利用団体等の発行する出版物と講師の著作物に限りセンターの許可を経て認める場合があります。尚、当日の販売については利用団体等が直接行うものとしします。

11 会場設営及び舞台転換について

利用団体等は、利用責任者を定めて、一切の準備、会場設営及び舞台転換、参加者の整理、案内、警備につとめてください。

また事前に施設貸出の準備の為に資料等を送付してくる場合は、施設貸出予定日の原則前日とし、文書箱3箱程度までとします。それ以上の場合は、当日、利用団体等が直接持ち込むか送付したものを受け取るようにしてください。

12 安全対策

利用団体等は、火災等災害や事故が生じた場合は、行事参加者の避難誘導につとめてください。

13 原状回復

利用団体等は、施設の利用を終了したときは、直ちにその使用にかかる施設を現状に回復しなければなりません。また行事等で出たゴミなどは持ち帰ってください。

14 施設利用料の支払いについて

施設団体等は、確認した利用時間に基づき作成された請求書に対し、センターの指定する口座に速やかに振り込んでください。利用団体等は、振り込み手数料を引いて入金してはなりません。

15 貸出制限

次に該当するときは、次回以降の施設貸し出しを制限することが出来ます。

- ・虚偽の申請書を提出した場合。
- ・正当な理由なくキャンセル又は変更を申請してきた場合。
- ・その他、職員の指示に従わなかった場合。

<利用料>

◆ホール

区 分	時間	利用料金 (税込)
A	9:00~12:00	38,500円
延長	12:00~13:00	12,100円
B	13:00~17:00	53,900円
A+B	9:00~17:00	104,500円

◆音響技術者

区 分	時間	利用料金 (税込)
A	9:00~12:00	79,200円
延長	12:00~13:00	6,600円
B	13:00~17:00	85,800円
A+B	9:00~17:00	108,900円

【お問い合わせ】

女性就業支援センター

〒108-0014 東京都港区芝 5-35-3

女性就業支援センター 4F

施設担当 TEL: 03-6435-4774 FAX: 03-6435-1414

メール shisetsu@joseishugyo.or.jp